

基礎年金の社会扶助方式化の提案について

2002年5月17日
社会保障審議会年金部会
上智大学 堀 勝洋

第1 社会保険方式と社会扶助方式

1 財源の違いと保障システムの違い

- ・ この二つの方式は、①財源が違うだけでなく、②保障システムが違う。
 - * 財源の違い 一税方式 ⇄ 保険料方式
 - * 保障システムの違い 社会扶助方式 ⇄ 社会保険方式
 - * 社会保険にも相当の税財源が投入されているので、財源の違いよりも保障システムの違いの方が重要である。

2 両方式の相違点

- * 社会保険方式—①保険というリスク分散の技術を用いる（保険性）。②保険料拠出が給付の直接の根拠となる（対価性）。③保険料拠出額が給付額に反映する（緩い等価性）。④財源は保険料（+税）である。
- * 社会扶助方式—①' 保険の技術を用いない（非保険性）。②' 納税が給付の根拠となるわけではない（非対価性）。③' 納税額と給付額は無関係である（非等価性）。④' 財源は税である。

第2 社会保障の保障システムの歴史

1 中核的な保障システムは社会扶助から社会保険へ

- ・ 一般的に、社会保障は、どの国においても、①貧困救済（救貧=救貧法・公的扶助法）から、②貧困予防（防貧=社会保険法）へという歴史的な流れがある。

* イギリスの社会保障法の歴史

① 社会扶助法

- ・ 1601年エリザベス救貧法等（公的扶助法。厳しいミーンズテスト・劣等処遇・公民権剥奪・スティグマ）⇒1948年国民扶助法（ミーンズテスト・スティグマ・低捕捉率・貧困のわな）⇒その後何度も名称変更
- ・ 1908年の老齢年金法（社会手当法。インカムテスト・欠格条項・貧困救済・低額年金）

②社会保険法

- ・ (1911年国民保険法〔社会保険法。医療保険・失業保険〕) ⇒ 1925年寡婦、孤児及び老齢拠出年金法（社会保険法。インカムテストなし・欠格条項なし・スティグマなし）⇒ 1946年国民保険法（社会保険法）⇒その

後何度も制度変更

2 歴史的文書にみる両方式

- ・ 1942年ビヴァリッジ報告

「イギリス国民は、国家からただで手当を受けるよりも、保険料拠出と引替えに給付を受けることを望む。」

- ・ 総理府社会保障制度審議会 1950年勧告

「国民が困窮に陥る原因は種々であるから、国家が国民の生活を保障する方法ももとより多岐であるけれども、それがために国民の自主的責任の観念を害することあってはならない。その意味においては、社会保障の中心をなすものは自らをしてこれに必要な経費を醸出せしめるところの社会保険制度でなければならない。」

- ・ 総理府社会保障制度審議会 1995年勧告

「重要論点の一つは、我が国の社会保障が国の一般財源の上に構築されるべきか、社会保険料を財源とする社会保険制度の上に形成されるべきかという問題であった。我が国は……社会保険方式を探ることになった。それは当時としてはやむを得ざる選択であったが、結果的にはよりよい途を選んだといつても誤りではない。」

「社会保険は、その保険料負担が全体として給付に結び付いていることからその負担について国民の合意が得やすく、また給付がその負担に基づく権利として確定されていることなど、多くの利点をもっているため、今後とも我が国社会保障制度の中核としての位置を占めていかなければならない。したがって、増大する社会保障の財源として社会保険料負担が中心となるのは当然である。」

「公的介護保険として保険料を負担すれば、給付を権利として受けることができるようになる。また、負担と給付との対応関係が比較的分かりやすいことから、ニーズの増大に対しサービスの量的拡大や質的向上を図っていくことに、国民の合意が得られやすい。」

第3 社会保険方式と社会扶助方式の比較

1 社会保険方式の優位性

- ・ 社会保険方式の方が多くの点で社会扶助方式より勝っている。以下の拙稿を参照。
 - * 「保険方式の利点生かせ」『日本経済新聞』経済教室（1999年5月13日朝刊）
 - * 「基礎年金の財源を何に求めるか」『関西経協』（2001年3月）
 - * 「図表 社会保険方式と社会扶助方式との比較」堀勝洋『現代社会保障・社会福祉の基本問題』ミネルヴァ書房（1997年）の第5章「社会保険方式と社会扶助方式」

2 基礎年金の社会扶助方式化に対する根本的な疑問

(1) 理念面

- 若いときから保険料拠出という自助努力をしなくてもよいのか 若いときから老後に備える時間が十分あるのに、何もしないで65歳になると国から一律に年金を支給するという社会扶助方式は、市民社会の基本原則である生活自己責任にもとるのではないか
⇒社会保険方式は、公的な保障システムであるが、保険料を拠出して老後に備える自己責任・自助の仕組でもある。

* 賦課方式の年金制度は自助の仕組ではないという批判がある⇒しかし、①賦課方式の年金制度は、経済的にみると、若い時に高齢者の老後の生活を保障すれば、その見返りに高齢者になった時にその時の若い世代から老後の生活を保障してもらうという市場経済の貢献原則に基づいている。②賦課方式の年金制度あっても、法制度的にみると、保険料を拠出した者にしか年金を支給しないという点で、自助である個人年金に類似した仕組である。

- 社会扶助の基本的性格は国家による救済ではないのか 老後に一律の年金を支給する根拠は生活困難に陥る可能性が高いからであり、保険料拠出の見返りではない「扶助の仕組」では、「生活困難」の証明（資産・所得調査）が必要となる⇒社会保険方式は「老齢・退職による所得の喪失・低下のリスク」又は「長生きのリスク」に備えた「保険の仕組」であるから、「老齢・退職」又は「長生き」の証明で足りる。

* 社会扶助方式の給付水準は生活困難の救済に必要な程度に抑えられる⇒社会保険方式では、保険料を多く納めることの同意さえ得られれば給付水準を上げることも可能である。

* 自由経済を基盤とし、市場メカニズムや個人の自助努力を重視する経済界が、国家による扶助の仕組である社会扶助方式の年金制度を主張するのは、その基本哲学と矛盾しないか。

- 労使協力して老後に備える必要はないのか サラリーマンの老後の生活保障のため、サラリーマン自身のみならず、事業主も役割を果たす責任があるのでないか⇒厚生年金保険料の負担を回避し、国家による社会扶助給付に頼ろうとするのは妥当か。

(2) 財源面

- 大幅な増税ができるのか・国債増発という負担先送りにならないか ここ数年、国的一般会計の歳出約80兆円を賄う税収額は約50兆円しかないため、毎年約30兆円の国債という名の借金をしている。このように増税が不可能な状況の下で、基礎年金の財源を増税により確保できるのか。増税できないとすれば、国債の増発という無責任な負担の先送りになるのではないか⇒社会保険方式では収支相等の原則を守らなければなら

ないので、財政規律が守られやすい。

- ・消費税を年金目的税にするのは妥当か 消費税を年金目的税にすべきという提案がある⇒しかし、①消費税は国債の償還等財政再建の重要な財源と考えられるが、年金目的税にすると財政再建の財源はどうするのか。②基礎年金の全額を消費税で賄うようにすると、その税率を2002年度において6.3%ポイント引き上げる必要があるが、それは可能か。③基礎年金の費用は高齢化により毎年増えていくが、消費税率を毎年引き上げることは可能か。

- * 目的（消費）税も保険料も同じであるとする意見がある⇒しかし、①税を納めても年金を受ける権利は発生しないが、保険料を納めれば発生する（対価性）。②税を多く納めても年金額に反映しないが、保険料を納めれば年金額に反映する（緩い等価性）。
- * 年金財源としての税と保険料の選択基準—①どちらが公平か（公平性）。②どちらが経済の成長や効率性にプラスの影響を与えるか（経済への影響）。③どちらが財源の確保が容易か、収入として安定的か又は成長性があるか（財源確保）⇒税は何に使われるか分からぬが、保険料は明確である⇒保険料の方が国民の合意が得やすい。



上品大學教授

國民年金空洞化
請負され過ぎの
年金問題でもある
年金問題は今年二月、
年金、介護、高齢者の医
療について、社会保障方
から年金額が公費負担の社会保
助方式にこじまくべき
と決議した。これ以後
も特に基礎年金について
は、支給を止めなければ
ならないとする提議が相次いでいる。
その理由は、必ずしも現

保険方式の利点か セ

經濟教義

理に述べられてゐるわけではないが、次のようなものである。第一に、年金・医療・介護のうちから高齢者の精神的生居(シニルミニマム)にかかるものは、國家の責任で行なべきだといたるものである。

しかし、社会保険も国家

社会保障改革を問う

的的生活は租税負担で支え
るべきことを主張している。年金保険は最厳に付う経済
のなら、若い世代が保険料的負担大に反対する。
を過出しなければ医療など
の給付を受かられないのと
比較して均衡を失する。平均的にみれば、高齢者の一
人当たり所持は若い世代と
ほぼ同じであり、持つ家業
や貯蓄額はるかに高いの
である。

第三に、保険料負担を確
実にするため税方式にすべき
だとする見解がある。しかし
これは国民の保険料負
担を租税負担に変えるだけ
では、それは保険料負
担の本質ではない。税方式化の主
張の背景には、保険料負担

第二に、高齢者は病気中より税負担の方が大きい。

の高齢者の年金、医療、介護の全額公費負担には、リスクを備えて保険料を支払うなどして自動的の貯蓄をなくさない、問題がない。
④国民年金保険料の未納者は年金を支給しておらず、問題はない。

②国民年金保険料の未納者比率は

要介護のリスクが高いためとする判断があるはずであるが、これには疑問がある。また、日本の社会保障には、年金制度の規制が段階を経て緩和されていっているので、後述する社会保障制度のメリットに加えて、被扶養者のメリット（隠喩ベネフイチスのたぐや難解性など）も考慮していく。

暫し、改めて保険料免除基準を緩和し、保険料の三分の一を一歩階度を導入し、公的負担額を現在の三分の一から三分の一に引き下げるなどの改正を行はず、保険料免除等は相当数あるであろう。

社会保険には、自助の要素内在基盤が企を金額で賄うにしたところで、新規主婦などがあれを納めない限り、費用を負担せずに基盤を構成すれば、財源が公的負担や企業対策などを組合する十三・六兆円に近づくことなく、保険料が抑制されがちとなる事例は、五・四兆分強となり、また国の財政難局にようつて制度が左右される度にあらわすが、これが現状では消費税を地方に回さないといふ格好に強まる。しかも、この現状は消費税を地方に回さないといふ格好に強まる。

結局、経済界などの勢力が想定して計算しており、現在までいるのならば別のことのまことに地方に回した段取りにあらわるるべきだ。轟轟の消費税で貯まらざると、年金に対する公的負担分を重んじれば高くなる。それ pojした段取りの三分の一を消さなくてなく、高齢化の進展を踏んで解釈すれば、厚生省に付ける消費税を急速に引いて年金共済年金の事業主を上げていく必要があるが、但分の保険料が九年まで漸減率を低下させるといふ三・五兆円程度である。更に今問題も発生する。

コスト意識高まる

税方式、個人へじわ寄せ大

る。国民年金の被保険者の構成する被保険者全額や確
定三分の一が保険料を納めて満期の基本賦率に足りない
いなしと主張されるが、このだらうか。すなわちその
は第一号被保険者（自賃業者）は国家が国民の老後の
養老費など一千九百五十九万生唇を充當することを應
人を分母にした場合の率で味しないだらうか。
あり、本來は国民年金の被
保険者数にして三千三十四万人はリスクに備えて保険料を
を分母にする必要がある。被保険者数は年々増加する
に對し、社会保険に
國民は消費額の増加に意
するだらうか。
は被保険者が保険で苦るな
目的税にすれば
どの算所もある。
しかし、年金に不可欠な
の構成によって取扱式を問う不公平が生じたため
進歩的であるとしている。しかし一部部分の厚生年金を構
成し、保険料の抽出は年率の立て方に付けてまた元利割
合に持づけられ、償還化すべきだとの結論があ
る。確かに積立して方式に
の保険にはならないのに、すれば世間の公平が國ら
れども、経済状況に必要
な

○下 年金の下では既所 得者の免除制度は、も、負担の増大を避けたい不可欠であり、こ うスをじる経験があるた にねども、消費税率を軽減せば三百八十兆円も

うした結果の適用範囲をあらわす。しかし、社会保険の給付は、これが目的である。そこで、この問題でコスト面を考慮せば、問題となることは、どうした形で費用を削減せんか、ということである。そこで、この問題を解決するには、何が最も効果的か、これが問題となる。そこで、この問題を解決するには、何が最も効果的か、これが問題となる。

弱すぎない。保険料は保険料他の見五兆円だったが、この金額式の利点を生かしつつ強化型に、九七年国民生活基準に近づいたので収支の收入・資本を消費財だけで構成するとして国民の安心感を高める。
脆弱性によれば、六十五歳医療費なしで行われるが、そこで現在の五つの税制の消滅が直緊たそれは消費以上の人のいる世帯中九六税率方式の給付ではそうはない。税制は別にして、翌二七の回数も確実な安否検査に・五%の世帯が公的年金をつかない。また社会保険では%の税率の消費税が公事とをも着手しよう。
受取している。今後、所得保険料負担者の合意を得られる。高齢者年保付四
がない大半に保険料を削られれば、高齢者は年を確
めさせていく現行制度を改悪できる。これに対し、既に十三・一兆円が削られたこと
44年生まれ。東京大卒。



基礎年金の財源を何に求めるか

—Ⅲ助と連帶の仕組みの社会保険—

山野大輔 講演

堀 勝 洋

— Ⅲ助 —

基礎年金は、税抜方式に移行すべしただしある事が強い。この問題は保険料から税へ財源の転換としてのむづかしさがちであるが、実はそれだけではない。基礎年金の財源をすべて税にすることは、既存の「社会年金保険方式」を廃止して「社会扶助方式」に移行することへの懸念としている。財源の転換としてのむづかしさは、財源にのみ觸れた時に、「認定方式」と呼べることからわかる。しかしながら、財源に触れたことから、それと対比される社会保険方式は「保険料方式」と呼ぶべきである。しかし、我が国の社会保険には基础年金の税抜財源が投入されているため、「保険料方式」と呼ぶのは誤解ではない。むづかしいのは、現状の三介

は、税抜・税方式とともにいたるが、それが財源とされ仕組みの一體であるのだと、これが「税抜方式」の改定や改めの道である。これが「税抜方式」の改定や改めの道である。これが明確にならない。

対立するべきは社会保障の保障システムとしての社会保険方式と社会扶助方式であり、基礎年金なりのこれまでの方式で行うかじょうじがより重要な問題である。社会保険方式は、①保険というリスク分散の技術を用い(保険掛)、②保険料拠出が給付の支拂の根拠となり(対価)、③保険料拠出額が給付額に反映し(繰り等価掛)、④財源は保険料(+税)である。これに対し、社会扶助方式は、①保険の技術を用じて簡単に対応する。なお、この両方共に、その後で社会保険方式と社会扶助方式について簡単に述べる。なお、この両方共に、これは、拙著『現代社会保険・社会福祉の根本問題』(「キルカト書院」)の第六章「社会保険方式と社会扶助方式」で詳説したので、参照された。

基礎年金の税抜財源の属性を、現在の三介の

の「一から例えば三分の一にくどいつに」、即保険料財源より多くしたとして、この①の特徴をもつ仕組みはやはり社会保険である。このように社会保険に相当規模の税財源が投入されてくる場合が、保険料と税の優劣がそのまま社会保険方式と社会扶助方式の優劣につながるわけではない。仮に税財源の方が優れていたとしても、社会保険方式のメリットを活かしつゝ、税財源の割合を高め上かるところ選択肢も十分にあります。

以下では、本稿が求められた趣旨に従じて、基礎年金の財源の問題に重点を置いて論じ、その後で社会保険方式と社会扶助方式について簡単に述べる。なお、この両方共に、これは、拙著『現代社会保険・社会福祉の根本問題』(「キルカト書院」)の第六章「社会保険方式と社会扶助方式」で詳説したので、参照された。

II. 税財源と税源

我が國の社会保険料の総額と国税の総額（又は年金保険料の総額と消費税の総額等）とを比較し、前者が後者を上回ることないときは理由の一つとして、「年金保険料を一括して支拂ふべきではない」「基礎年金を税に充てたまつてはならない」との議論がある。しかし、国税の総額に地方税の総額を加えれば、税の総額の方が社会保険料の総額を上回ることは別にして、このような争なる論文は税の比較は何の意味をももない。問題といふべきは、保険料と税とど、①どちらが国税にとって公平か（公平性）、②どちらが経済の成長や効率性にプラスマイナスの影響を及ぼすか（経済への影響）、③どちらが財源の確保が容易か、収入として法定的か又は成長性があるか（財源確保）等である。無理の由を問うことなくその総額だけを問題視するのではなく、その総額だけを問題視するのは、人々の情緒には訴え得ても、理論的にも制度論的にも意味がない。また、保険料や税は社会保障給付その他の財政支出の財源となるが、その支出の由を問うことは、無理の由を問うことなく、同一の①～③の論理による論争である。

税課するかしないかで左右され、必ずしも一概にこうじてはやれないと(詳しく述べて)、前掲の拙著八十六頁以下を参照)。ただし、税よりも勝ってこむ。年金保険料はそれが年金の財源になるが、税は公共事業、農林事業等と予算配分を巡りて厳しく競合に晒される。そのため、どの施策に充てられるか分からぬ税よりも、基礎年金という生活に密着した施策に充てられることが確実な保険料の方が、その賦課徵收について国民の合意が得られやすい。

これに対する、年金のための田畠税にすれば同じくに国民の合意が得られないとして、保険料や田畠税も同じであるとする意見がある。しかし、保険料と田畠税は次の二点で異なる。第一に、保険料の提出は年金受給権の直接の根拠となるが（「提出なければ給付なし」）、田畠税はそうではない。消費税や年金田畠税にすぐきだとする意見があるが、消費税をいくら納めても年金を受ける権利が生ずるわけではない。第一に、厚生年金のように納めた保険料額が年金額に反映することがあるが、消費税を納めてそれが年金額に反映するわけではない。

税課の②の「経済への影響」に關して、年金の市上げは経済に悪影響を与えるとしてその市上げに反対し、基礎年金をすべて

あるのどうぞ、この点で田畠税とは異なる。

前記の③の「公平性」に關して、国民年金第一号被保険者（田畠業者、農業者等）の定期保険料は逆進的であるのに、累進的な税の方が基礎年金の財源として望めることする意見がある。しかし、第一に、第一号被保険者の給付は定期額の基礎年金のみであり、定期保険料とバランスは取れてこない。第一に、国民年金被保険者の大半分を占める第1号（第2号）被保険者（被用者）との被扶養配偶者）の保険料は賃金に比例的である。第三に、所得税等は税率によって累進的であるが、利子・配当の定期介護課税等各種の租税特別措置があるとともに、田畠業者等の所得控除が十分ではない（これらを証を以て）。また、消費税は逆進的であるため、法人税は商品又は賃金に転嫁され得るため、その負担の帰着にかかるによって効果は変わってくる。しなしば所得税のみを念頭において税財源の議論がなされるが、それでは不十分であり、年金の財源となるすべての税について評議の対象とする必要がある。

て税財源で賄つぐめたといふの意見がある。しかし、今後我が国において創選に少子高齢化が進むたる、基礎年金の財源が保険料である税である、将来それを上げていかざるを得ない」とは思ひかどある。基礎年金の財源を保険料から税に変えて年金の財源を保険料から税に変えたとしても、基礎年金の財源を変わるわけではないからである。(なお、基礎年金を削減すれば税を上げなくて済むが、その場合は保険料も上げなくて済む。)

せだ、基礎年金の財源をすべて税にする等の改正を行えば厚生年金保険料を将来も引き上げずに済むところの議論があるが、これも保険料負担を税負担に変えるところの記せかけだけの保険料軽減策にすぎない。このような議論が成り立つのなりま、厚生年金の財源をすべて税にすることによって保険料負担をゼロにするのがやめりとにない。これが現に、基礎年金の財源をすべて税にして保険料の総額が変わらないから、「現行法」にして基礎年金の財源を変わらなければ、厚生年金保険料にかかる税の額だけの保険料軽減策にすぎない。これが現に、厚生年金保険料を将来も引き上げずに済むところの議論があるが、これも保険料負担を税負担に変えるところの記せかけだけの保険料軽減策にすぎない。

保険料の引き上げが經濟に悪影響を及ぼすという議論や、「年金財源である税の引き上げ經濟に悪影響を及ぼさない」と又は「基礎年金の財源を保険料から税に変えて年金の財源を年金田均税にしていることはない」となせざる議論ではない。
我が国は、平成十三年度末までに国・地方合わせて六百六十兆円もの政府債務残高を抱えると予測されている。このようなく極めて厳しい財政状況の下で、基礎年金をすべて税財源で賄つことは可能であるつか。基礎年金の三分の一を新たに税財源で賄うとする、平成十一年やバ・ハ兆円必要となると推計されてくる。「税方式」論の中には財源となる税があたかも無尽蔵に天下から降りてくるかのような議論があるが、このような無責任な議論は別にして、代替財源となる消費税、所得税等を現在におこして引き上げることも本当に可能なのか。また、そのため保険料を引き下げたいと便として挙げる意見がある。しかし、「職業主負担分の保険料は商品ではなく賃金に転嫁される」というのが、我が國の経済・財政学者の考え方であったのか。第一に、「年収に対する効用的計算の社会保険料の率が、ハイドは四〇・一九であるにに対し、我が国は二二・一九であるところをいの意見は無根拠である。ハイドは我が国と課税を課していない政黨提唱は既に

なって社会保険に対する国庫負担が少ないため、保険料負担について我が国の参考となる国ではない。このように我が国では何かと外国の風を待ち望んで議論する傾向があるが、「消費税を年金田均税にしている国はない」となせざる議論ではない。
我が国は、平成十三年度末までに国・地方合わせて六百六十兆円もの政府債務残高を抱えると予測されている。このようなく極めて厳しい財政状況の下で、基礎年金をすべて税財源で賄つことは可能であるつか。基礎年金の三分の一を新たに税財源で賄うとする、平成十一年やバ・ハ兆円必要となると推計されてくる。「税方式」論の中には財源となる税があたかも無尽蔵に天下から降りてくるかのような議論があるが、このような無責任な議論は別にして、代替財源となる消費税、所得税等を現在におこして引き上げることも本当に可能なのか。また、そのため保険料を引き下げたいと便として挙げる意見がある。しかし、「職業主負担分の保険料は商品ではなく賃金に転嫁される」というのが、我が國の経済・財政学者の考え方であったのか。第一に、「年収に対する効用的計算の社会保険料の率が、ハイドは四〇・一九であるにに対し、我が国は二二・一九であるところをいの意見は無根拠である。ハイドは我が国と課税を課していない政黨提唱は既に

政治は、経済不況克服を至上課題

として、公共交通、地域振興券などのマキと負担の先送りを行つてゐる。

このよつたな状況の下で、基礎年金の財源をすべて税にすれば、どのような事態が生じるか目に見えている。必要な税の引上げではなく、赤字国債の発行による将来の納税額への負担の先送りである。これに対し、社会保険では基本的に収入と支出をバランスさせることが強調されるので、赤字が出る場合は給付を削減するか又は保険料を引き上げなければならぬ。この意味で、社会保険の方が収支の相等という財政の面倒性の観点からコスト意識が強まる。

ところが、平成十一年の改正により、当時の厳しい経済状況に対応するという理由で、予定された年金保険料の上昇が凍結されてしまった。年金積立金があつたためこの凍結措置の財源を赤字国債に頼ることになかつたが、やはりこの凍結措置の将来世代に負担を先送りするものである。このような措置は、本来長期的な視点で計画的に運営されるべき年金保険を短期的な経済政策によって凌駕し、かり、負担増をやめざつて国民に司令して将来の年金政策を危うくする近視眼的な政治的決定といつてよい。

三、社会保険方式と社会扶助方式

社会保険には、リスクに備えて事前に保険料を拠出するという互助の要素と、リスクを加入者間に分散して助け合うという互助の要素が組み合ててゐる。給付は保険料の対価であるため、保険料拠出者に給付の権利が与えられ、保険料負担者の合意を得られば適切な給付水準が保障される。我が国は、生活困難責任を原則とする市民社会であるとともに、市場経済に依拠しているため、「対価性」という市場原理を緩やかな形であるが存続する社会保険の方が、国民にとって受け入れられる仕組みであるといふ。

これに対し、社会扶助は、生活困難の状態にある者を国が事後的に救済するという性格のものである。現に生活困難の状態にあれば、互助努力を怠った者にも支給され、その意味でリスクへの備えを無むせめるものがある。多くの人は若いときから老後に備える時間的余裕が十分あるのに、なぜ老後になると事前の拠出なしに国から一律に年金を支給しなければならぬのか。また、社会扶助の給付は、拠出に対する対価ではないため、国家による恩恵といひ方であ

受給者の所得によって支給制限がないが、給付水準は抑えられがちとなる。

近年基礎年金の社会扶助方式化が強く唱えられるようになつた背後には、国貯年金が空洞化しているという認識がある。しかし、この認識には大きな疑問がある。第一に、空洞化の主張は誇張されすぎており、国貯年金の全被保険者のうち制度未加入者・保険料未納者の占める割合は四〇%程度にすぎない。既に、平成十一年において六十五歳以上の者の二割の九六・九%が公的年金を受給している。第一に、保険料未納等が問題視されているが、税にも所得税等の他の手段による脱税(所得税、法人税等)、贈税(消費税)、租税特別措置による不合理な減税、税の滞納等の問題がある。第三に、基礎年金を社会扶助方式化すれば、このように税制によって不恰に利益を得て居る者、脱税者等にも基礎年金が支給される。これに対し、社会保険方式では、制度未加入者・保険料未納者には年金の不支給又は減額という大きなペナルティが課せられる。果たしてどちらが公正な制度といえるであろうか。

図表7-2 社会保険方式と社会扶助方式との比較

		理論的な面		現実的な面	
		社会保険方式	社会扶助方式	社会保険方式	社会扶助方式
原 理 ・ 制 度 面	① 経済システムとの適合性	○	×	○	×
	② 給付の普遍性	○	×	○	×
	③ 給付の権利性	○	×	○	×
	④ 給付水準の高さ	○	×	○	×
	⑤ 財源確保の容易さ	○	×	○	×
	⑥ 支出統制の容易さ	×	○	×	○
	⑦ 収入の安定性	—	—	○	×
	⑧ 収入の成長性	—	—	×	○
	⑨ 負担の公平	—	—	—	—
	⑩ 賦課対象者の個別事情に応じた賦課徴収	—	—	—	—
	⑪ 納付上の便宜・事務コスト	×	○	×	○
	⑫ 経済の成長性・効率性に対する影響	—	—	—	—
	⑬ 公平な利用者負担	—	—	—	—

(注) ○は優れていること、×は劣っていること、ーは優劣がないことを示している。

(資料) 堀 [1997年a] 52ページ。